

# 兵庫県公報

平成30年3月30日 金曜日 第21号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

監査委員訓令	ページ
○ 兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令	1

## 監査委員訓令

### 兵庫県監査委員訓令第1号

事務局

兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

兵庫県代表監査委員 平野正幸

#### 兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

兵庫県監査委員事務局処務規程（平成9年兵庫県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「及び結核性疾患又は精神障害による病気休暇」を削る。

#### 附則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。